

【参考資料】

〇〇〇町内会会則（例）

第1章 総則

第1条 本会は、〇〇町内会（以下「本会という。」と称し、事務所を〇〇集会所内に置く。

第2条 本会は、〇〇町〇丁目地域内の居住者をもって組織する。

第3条 本会は、住みよいまちづくり、並びに市民生活の向上、地域福祉の増進、会員相互の融和協調及び共通の利益等を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため別に定める各部を置き各種事業を行う。

〈部名の例示・・総務部・安全部・環境部・文化部・スポーツ部・福祉部・防災部など〉

第2章 会員

第5条 本会は、〇〇町〇丁目の区域内に居住し第3条の主旨に賛同するものをもって構成する。

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

第7条 会員は、転居等により退会するときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長〇名、部長〇名、会計〇名、監事〇名、班長〇名

第9条 役員を選出は次のとおりする。

会長及び監事は会員の中から候補者を

選考し、総会において選出する。

2 副会長、各部長・副部长、会計、その他の役員は会員の中から会長が選任する。

第10条 班長は、各地区（班）の互選により選出する。

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 部長は会長・副会長を補佐し、各部の業務を執行する。

4 会計は、本会の経理を担当する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第12条 役員任期は、2年とし再任を防げない。

2 役員は後任者が就任する間ではその職務を行う。

第4章 会議

第13条 会議は、総会及び役員会とし、総会は、通常（定期）総会および臨時総会とする。

第14条 通常総会は、年度当初2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長もしくは役員会において必要と認めたときに会長が招集する。

第15条 役員会は必要に応じ会長が招集する。

第16条 総会においては、次の事項を議決する。

事業報告及び収支決算報告の承認、計画及び収支予算の決定、会長並びに監事の選任、会則の改正、その他本会の重要事項に関すること。

2 総会の議長は出席会員の中から選出する。

第17条 会議は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

2 あらかじめ通知された事項について書面表決したもの、又は他の会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第5章 会 計

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第19条 本会の経費は、会費、補助金等、寄付金及び雑収入をもってこれに充てる。

第20条 会費の額並びに納入方法は、総会において決定する。

第21条 会計は財務及び会計に関する諸帳簿及証票書類を常に整備し、毎年度監事の監査を受けなければならない。

第22条 会員は帳簿の公開を請求し、閲覧することができる。

第6章 雑 則

第23条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の協議を経て会長が別に定める。



【参考資料】

〇〇〇集会所使用規程（例）

- 1 〇〇集会所（以下「集会所」という。）の使用については、この規程の定めるところによる。
- 2 集会所を使用するときには、指定の申込書に必要事項を記入し、使用〇日前までに町内会長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 集会所の使用できる部屋、時間などについては別に定める。
- 4 集会所使用を優先する場合及びその優先順位については次のとおりとする。
 - (1) 非常災害などにより、被災者が一時的に集会所を使用する場合
 - (2) 町内会が主要行事及び会議のために使用する場合
 - (3) 町内会員等が葬儀のために使用する場合
 - (4) 町内会の各部が業務運営又は諸活動のために使用する場合
 - (5) 公的機関などが公共目的で使用する場合
 - (6) その他、公共的活動などで町内会長が特に認めた場合
- 5 集会所の使用料については、別に定める。
- 6 非常災害及び町内会が緊急に使用する必要が生じた場合は、既に承認を得ている団体の使用を延期又は取り消す場合がある。
- 7 町内会以外の活動及び営利を目的とする者の集会所の使用については、別に定める。
- 8 集会所の使用目的及び使用人員などによっては、使用する部屋を指定又は集会所の使用を認めない場合がある。
- 9 集会所を使用する場合は、別に定める「使用上の注意事項」を守り、また、管理

責任者の指示に従うこととする。

- 10 集会所使用後は、使用責任者が指示し器具備品などの整頓、火気の点検、清掃などを行うこととする。
- 11 集会所備え付けの機材備品等の貸し出し、又は機器使用に関する使用料等については別に定める。
- 12 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町内会長が定める。
- 13 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

〇〇集会所使用表（別表）

1 使用できる時間

午前	午後	夜間
9時～12時	12時～18時	18時～22時

使用時間は準備・片付けの時間も含まれる。

2 使用できる部屋

客室	備考
1号室	広間（板敷き・舞台付）
2号室	和室（〇畳）
3号室	和室（〇畳）
4号室	和室（〇畳）

